

【論集要項】

第1条 発行の目的

ディベート教育国際研究会の会員、および広くディベート教育に関わる研究者・教育者による、研究および実践の成果の公刊を目的とする。

第2条 投稿テーマ

ディベート教育に関わる理論、実践、報告など、広くディベート教育の向上に資する内容のものとする。

第3条 投稿条件

ディベート教育国際研究会の会員であること。一般からの公募も受け付けるが、原則的に、同研究会の会員になることを条件とする。

第4条 投稿方法

ディベート教育国際研究会が定める論集編集委員長に、電子媒体で提出する。ファイルは pdf ないし doc(x)であることが望ましい。

第5条 投稿規定

- (1) 日本語の場合、16000 文字以内、英語の場合は 6000 words 以内とする。ただし、脚注や図表などのスペースも含めたものとする。
- (2) 原稿の体裁は、文献リストの形式を含め、原則として日本語は日本心理学会の「執筆・投稿の手びき」、英文は Publication Manual of the American Psychological Association (APA)の最新版に従うこと。なお投稿者は、このスタイルに従った雛形を、編集委員から doc(x)ファイルで受け取ることができる。
- (3) 論文本文の始めには、論文タイトル（日本語と英語）、アブストラクトのみを記す。アブストラクトは、日本語の場合は 200 文字程度、英語の場合は 80 words 程度とする。

第6条 投稿の締切

投稿の締切は、別途編集委員会が定める。

第7条 査読制度

本論集は、ブラインドレフェリー制による査読を行う。査読員は論集編集委員長が定めた者が行い、必要であれば2名以上の審査員を設ける。論文の表紙には、論文タイトル（日本語と英語）、氏名、所属、メールアドレスを明記して本文から切り離せるようにし、本文中には「拙論」等の執筆者を特定できるような表現は避けること。

第8条 査読の結果発表

査読審査の結果、

- (1) 掲載可、
- (2) 書き直し等の条件付きでの掲載可、
- (3) 書き直しの上再査読、
- (4) 掲載不可、

のいずれかに投稿論文は分類される。査読の結果は、論集編集委員長を通じて投稿者に通知される。

(2) の場合の修正手続き等については別途定める。その際、論文の内容に応じ、「研究論文」ではなく、「研究ノート」もしくは「実践報告」としての掲載を投稿者に推奨する場合がある。